

# 社会保障研究所の概要

昭和54年度

社会保障研究所

東京都千代田区豊が丘 3-3-4 (〒100)

(社会事業会館内)

電話 03 (580) 2511

も く じ

設立の趣旨	1
設立およびこれまでの経過	2
機 構	12
昭和54年度事業計画および予算	14
昭和54年度研究プロジェクト	16
刊 行 物	19
昭和53年度事業日誌	25
役員・顧問・参加・職員名簿	30
社会保障研究所法	32

## 設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入りてみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつきと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請してまいりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのよ様な事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は欧文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といひます。

# 設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18	社会保険研究所法案国会提出 (付託)	シンポジウム (旧第1回) 「社会保障とは何ぞや」 開催 (堀井沢) (7. 26~27)
6. 26	法案成立	ISSA 文獻委員会発足
7. 7	社会保険研究所法施行 (法律第156号)	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー
11. 24	社会保険研究所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大内指名を受け、設立委員として社会保 障制度審議委員会会長大内兵衛ほか7名が任命された。	—開催 (日本勧業銀行) (11. 15~18)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研 究所定款を決定	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパー ティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演 者 蟻山政道 (帝国ホテル)
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として、慶応義塾 大学教授寺尾琢磨が大内指名を受けた。	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を従来の5研究会から6研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トピックス的な問題を取り あけることとなった。
40. 1. 11	設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のとおり発令	常務理事木村又雄の辞職を発令 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保険制度審議 会事務局長) を発令
	○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)	第1回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22)
	○顧問 大内 兵衛 (社会保険制度審議会会長)	シンポジウム (旧第2回) 「社会保障の体系化」 開催 (箱根) (7. 18~19)
	東畑 精一 (アジア経済研究所長)	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー
	長沼 弘毅 (厚生行政顧問)	—開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
	○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授)	監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼 弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
	福武 直 (東京大学教授)	昭和41年度個人研究発表会開催 研究第2部長に地主重美を発令 研究第1部長に小沼 正を発令
	館 稔 (人口問題研究所長)	昭和42年度公開研究発表会開催
	総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備 事務局書記) を発令	所長山田雄三, 欧州の社会保険制度視察のため出 張 (10. 16まで)
1. 12	社会保障研究所開所式挙行, 業務を開始	
2. 1	社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)	
3. 4	社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉 事業振興会常務理事) を発令	
6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と 政策研究を中心とした合同研究会が発足	
6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊	
40. 7. 26		
11. 10		
11. 15		
41. 2. 11		
4. 1		
5. 15		
6. 2		
7. 8		
7. 18		
10. 12		
42. 1. 11		
3. 31		
4. 1		
4. 18		
6. 27		
9. 16		

42. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座一社会開発と社会保障セミナー開催（日本都市センター）（10.30～11.2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令、後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を発令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令	8. 15	第1回公開研究座談会「老後保障の方向をめぐって一英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して一」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座一地域社会と社会保障セミナー開催（都道府県会館）（10.27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を発令	11. 24	第2回公開研究座談会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止事業団総務部長）を発令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令
3. 19	所長山田雄三、日米文化教育事業委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3.25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を発令	6. 2	第3回公開研究座談会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久、欧米の社会保障研究のため出張（5.24まで）	6. 2	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究発表会開催	8. 11	第4回公開研究座談会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座一地域開発と社会保障セミナー開催（日本都市センター）（10.28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座一社会開発と社会保障セミナー開催（都道府県会館）（10.19～22）
44. 1. 10	参与 館 任期満了により辞任 所長 山田雄三、理事（非常勤）堀野谷九十九、 監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任	46. 1. 11	第4回社会開発研究所シンポジウム開催、テーマ「経済福祉と社会福祉」「社会福祉における公私問題」（弘済会館）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」（弘済会館）	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を発令
6. 3	昭和44年度公開研究発表会開催		

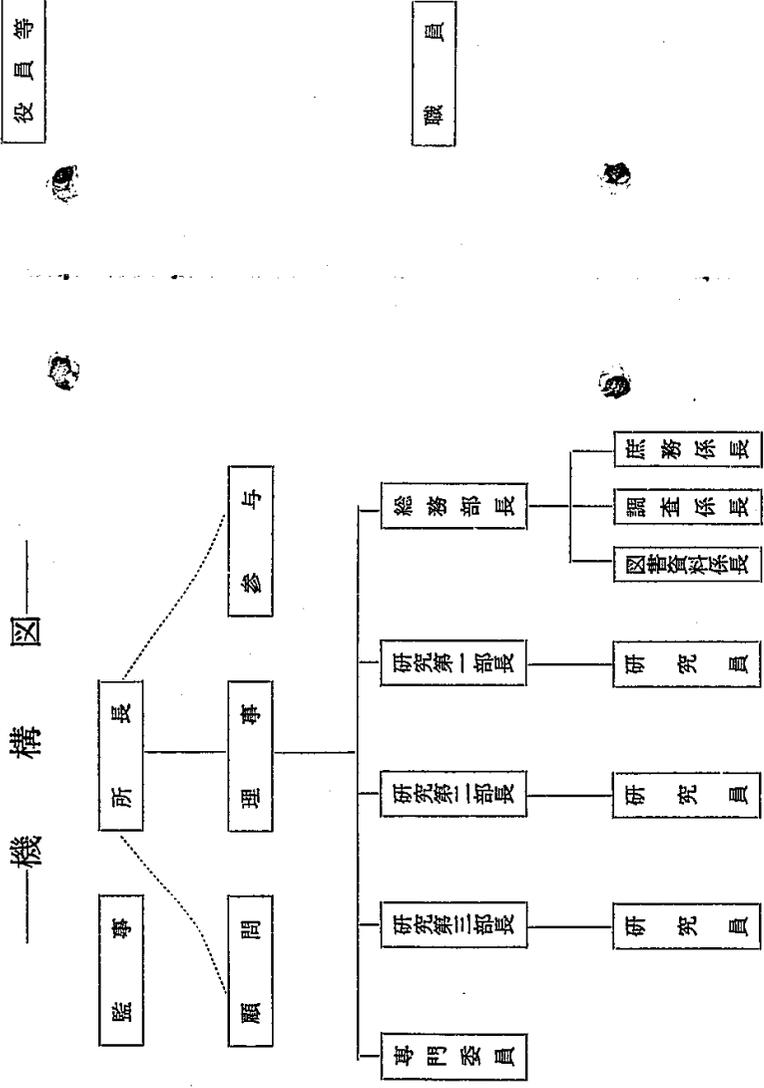
46. 6. 25 第5回公開研究会「コミュニティと社会福祉」開催  
 総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教務課長)を発売  
 7. 1 研究員高橋敏士, ECAFE 主催セミナー(バンコク)に参加(9.10まで)  
 8. 24 第6回公開研究会「西欧における社会保障の動向」開催  
 9. 7 第7回社会保障研究所基礎講座「社会計画と社会保障セミナー」開催(都道府県会館)(10.18~21)  
 10. 18 常務理事河角泰助の辞職を発売  
 11. 1 常務理事に岡本和夫(前総理府社会保障制度審議会事務局長)を発売  
 11. 15 顧問 今井一男再任  
 12. 9 第5回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」「医療問題の論点」(霞が関東海倶楽部)  
 47. 2. 7 研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5.10まで)  
 4. 3 理事(非常勤)塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辞任を発売  
 5. 31 理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を発売  
 6. 1 第7回公開研究会「年金の自動調整」開催  
 6. 12 研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を発売  
 9. 1 第8回公開研究会「生活保護の動向」開催  
 9. 22 所長 山田雄三, ISSA 常任委員会(ジュネーブ)  
 9. 30

47. 10. 23 に出席(10.20まで)  
 第8回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.23~26)  
 48. 1. 10 所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期満了により辞任  
 理事(非常勤)馬場啓之助の辞任を発売  
 所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が厚生大臣から発売された  
 監事 寺屋琢磨再任  
 理事(非常勤)に福武 直を発売  
 1. 25 顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を発売  
 2. 5 第6回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」「福祉政策と雇用問題」(霞が関東海倶楽部)  
 4. 1 参与に平田富田郎(早稲田大学教授)を発売  
 6. 6 第9回公開研究会「医療」開催  
 8. 1 参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を発売  
 10. 29 第9回社会保障研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10.29~11.1)  
 12. 4 第10回公開研究会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催  
 12. 8 顧問 今井一男任期満了により辞任  
 49. 2. 5 第7回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」「最低賃金と最低生活保障」(霞が関東海倶楽部)  
 6. 1 参与 塩野谷九十九再任  
 6. 3 総務部長山崎 晋の辞職を発売  
 6. 11 総務部長に田川 明(前厚生省社会局生活課長)

49. 6. 17	を発令 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催 研究員大本圭野, 社会保障制度研究のためイギリス, スウェーデンほかに出張 (50.1.6まで)	50. 7. 31	会福祉」(7.24まで, 麹町会館) 参与浦田純一任期満了により辞任
8. 30	第10回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.5~8)	8. 12	総務部長田川 明の辞職を發令, 後任の総務部長に高橋三男 (前厚生省児童家庭局児童手当課長) を發令
11. 5	第12回公開研究会「生活調査における家族周期的アプローチ」開催	9. 6	研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出張 (12.7まで)
11. 26	顧問 山田雄三再任	9. 14	研究員小林良二, プリティッシュ・カウンシルの研究奨学生としてイギリスに出張 (51.9.13まで)
50. 1. 25	第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方—(日本都市センター)	10. 24	第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開催
2. 10	第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」社会保障と福祉—社会福祉の法的課題—(福岡市民会館)	11. 1	常務理事岡本和夫の辞職を發令, 後任の常務理事に岸野駿太 (元社会保険大学校長) を發令
2. 17	研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究研究所視察団員としてスウェーデンほかに出張 (3.15まで)	11. 11	第11回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11.14まで)
2. 28	調査役小沼 正の辞職を發令 参与 平田置太郎再任	51. 2. 9	第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「減速経済下の完全雇用政策」「減速経済下の所得保障」(健保会館)
3. 31	第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開催	5. 31	参与塩野谷九十九任期満了により辞任
4. 1	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障)」「人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)」「経済社会の変化と社会保障の役割」「地域社会と	6. 1	参与に伊部英男 (厚生年金基金連合会理事長) を發令
6. 17	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障)」「人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)」「経済社会の変化と社会保障の役割」「地域社会と	6. 7	第15回公開研究会「社会的支出と所得再分配」開催
7. 22	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保障と所得再分配」社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障)」「人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)」「経済社会の変化と社会保障の役割」「地域社会と	9. 28	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保障と個人貯蓄」社会保障における費用負担の社会的意義」「社会保障における受益者負担」「地方行政と福祉」(9.29まで, 健保会館)

51. 11. 9	第12回社会保障研究所基礎講座開催 (11. 12まで、全日通労働会館)	4. 10	イギリス エセックス大学ピーター・タウンゼント教授講演『英国の老人福祉政策について』
12. 10	研究員大木圭野, 日本中国友好協会主催による中国の社会福祉制度, 教育・生活行政視察のため出張 (12. 25まで)	7. 11	第18回公開研究会開催 テーマ「日本人の老後観」
12. 14	第16回公開研究会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催	10. 24	第14回社会保障研究所基礎講座開催 (10. 27まで 健保会館)
52. 1. 6	研究員 山崎泰彦, 社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド, オーストラリアに出張 (3. 28まで)	54. 2. 6	第13回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保障と雇用政策」(健保会館)
1. 10	所長 馬場啓之助, 監事 寺尾琢磨, 理事 福武直再任	2. 8	研究員 城戸晋子 西ドイツ, スウェーデンの福祉政策についての調査・研究等のため海外出張(4. 7まで)
1. 25	顧問 山田雄三再任	3. 13	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障政策の効果測定の理論的枠組について——とくに医療費について」(霞が関東海俱樂部)
2. 8	第11回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「日本的な福祉社会」(社会福祉の日本的形態)(健保会館)	3. 23	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障政策と雇用問題の調整について」(霞が関東海俱樂部)
6. 28	第17回公開研究会「疾病保険の現金給付について」開催		
10. 5	社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「生活保障における企業の役割」(家族機能の変化と社会福祉) (10. 6まで, 健保会館)		
10. 25	第13回社会保障研究所基礎講座開催 (日赤会館 10. 28まで)		
53. 2. 8	第12回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉国家の次の段階」(社会福祉水準の国際比較)		
3. 13	所長 馬場啓之助 社会保障に関する調査・研究等のため, デンマーク, イギリス, フランスに出張 (3. 26まで)		

# 機構



**所長, 理事, 監事** 本研究所の役員は, 所長, 理事および監事である。所長および監事は, 厚生大臣が任命し, 理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

**顧問** 顧問は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し, 所長に意見を述べる。顧問は, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**参与** 参与は, 所長の諮問に応じ, 本研究所の業務の運営に関する事項を審議し, 所長に意見を述べる。参与は, 学識経験を有する者のうちから, 厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**専門委員** 専門委員は, 所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し, または専門的な調査研究を行なう。

**研究員** それぞれ経済学, 社会学, 社会政策等の専門学者として, 社会保障に関する制度, 経済, 社会等の面からの分析研究を行なう。

**事務職員** 研究所の庶務, 人事, 会計, 会議, 出版編集庶務等の事務を処理するとともに, 図書資料の管理事務を行なう。



# 昭和54年度研究プロジェクト

## プロジェクトの基調

基調テーマとして「日本の社会保障の発展・向上についての基本的要件」を掲げる。わが国の社会保障は、日本の社会形態の基調に適合した組織とその運営によって支えられなくては、国民福祉の維持および向上といった所期の効果を充分発揮し難いので、国民生活における社会保障の役割、社会保障政策と雇用問題とのかわりについて究明する。

## サブテーマ

第1 社会保障費の急速な増大につれて、諸政策案や諸提案の効果判断に役立つ合理的、客観的な政策基準の確立が緊急の課題となっている。このため諸政策が社会保障に与える直接的・間接的効果にとどまらず、経済的・社会的効果を含むより広範な効果的測定基準を確定し、これらを総合的に包含するフレームワークを設定し、目下の重要政策課題について実証化を試みる。(部門別テーマ1, 3, 4)

第2 長期的な雇用不安のもとで、各国は失業保険や年金制度など改正を通じて、いかに雇用政策との調整や社会保障財政の安定化を図っているかについて比較検討し、日本的条件の特徴と今後の政策方向を明らかにする。(部門別テーマ2, 5)

第3 社会保障の供給主体のあり方、とくに社会福祉サービスの供給主体としての民間部門の社会福祉における「措置」および対人サービスを効果的にすすめるに必要な行政組織のあり方について検討する。(部門別テーマ6)

## 部門別テーマ

1 社会保障の生活水準におよぼしている効果に関する統計的研究 (研究第1部統計調査分野)

- 世帯からみた社会保障の所得再分配効果
- 世帯類型における社会保障の役割
- 生活保護の動向と社会的、経済的要因の関係に関する統計的研究

2 雇用問題と社会保障政策に関する国際比較研究 (研究第1部制度分野)

- 雇用政策と社会保障の調整
- 雇用不安と社会保障財政
- 3 医療費増需の需要・供給分析——とくに老人医療を中心にして—— (研究第2部経済分析分野)

- 老人医療の経済効果
- 医療保険における受益者負担の需要効果
- 医療費の地域差と資源配分の地域差
- 診療報酬と医療費
- 4 医療費コントロールの政策手段とその効果分析 (研究第2部経済分析分野)

- 予防医療の経済効果
- 医療需要の価格規制
- 供給量規則の経済効果
- 海外における諸政策

5 ソーシャル・アドミニストレーションの強点からみたわが国の社会福祉の課題 (研究第3部社会分析分野)

- 福祉と雇用——とくに老人福祉を中心に——
- 1980年代における社会福祉の課題と戦略 (研究第3部社会分析分野)

●1980年代の社会福祉の供給組織

研 究 会

プロジェクトの課題をそれぞれの専門的視点から究明するため以下に諸研究会を置き、各研究部の研究を促進する。

- 経済分析研究会
- 統計調査研究会
- 社会分析研究会
- 制度研究会

社会保障をめぐり基礎的知識を深めるとともに社会保障政策の現実的動向を把握するために所内に研究会を置く。

- 経済・社会研究会
- 政策研究会

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 15, No. 1~No. 4) 刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 46~No. 49) 刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
- 3 R.M. テイトマラス著『福祉国家の理想と現実』 (谷訳)
- 4 M.S. ゴードン著『社会保障の経済分析』 (地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961~1963)』
- 7 ベヴェリッジ報告『社会保障および関連サービス』 (山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障

機 関 誌

- 障制度 (1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 9 R.M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)
- 13 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1977)』(平石, 山崎訳)

研究叢書

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし, 広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保障の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書 (中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
- 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)
- 9 『家族周期と世代間扶養』(中鉢編)

未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

所内研究資料

- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- \*
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- \*
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」

- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」
- \*
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959~1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
- \*
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- \*
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、フェアウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保障関係目録(論文の

- 部)—社会福祉を中心に(1960~1970)—」
- \*
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- \*
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- \*
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- \*
- No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」
- \*
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
- \*
- No. 7601 翻訳「イタリア経済・労働国民審議会『社会保障改革に関する報告と提案』1963」
- \*
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」

# 昭和53年度事業日誌

No. 7801 要介護老人数と介護に必要なサービスマ  
ンパワーの将来推計

昭和53. 4. 3

英国エッセックス大学教授 ピーター・タウンゼン  
ト氏が表敬訪問 所長, 三浦研究部長ほかと懇談  
ピーター・タウンゼント教授講演『英国の老人福  
祉政策について』(東海倶楽部会議室)

4. 10

- 1 「戦後の社会保障(本論)」
- 2 「戦後の社会保障(資料)」
- 3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)
- 4 「日本社会保障資料 II」

4. 20

Jerusalme (Israel) の Brookdale Institute of  
Gerontology の Simon Brgman, M.S.Acsw 訪所  
三浦研究部長, 小林研究員と懇談

4. 27

経済分析研究会(第1回)報告内容「企業福利費  
の国際比較」報告者: 国際開発センター研究員岡崎  
篤生

社会保障選書

- 1 「社会保障の潮流——その人と業績——」
- 2 「社会福祉の日本的展開」

その他

- 1 図書目録(1968年, 1971年, 1971年, 1973年,  
1977年)
- 2 *Social Security in Japan* (1967)
- 3 社会保障問題シンポジウム議事録(昭和51年3  
月)

定例役員会開催(第137回)

5. 11

制度研究会(第1回)報告内容「J.D. Brown,  
An American Philosophy of Social Security Evc-  
lution and Issues について」報告者: 一橋大学助  
教授 藤田伍一

5. 16

社会分析研究会(第1回)報告内容「老人ホーム  
の処遇」報告者: 東京都老人総合研究所 小笠原祐  
次

5. 25

経済分析研究会(第2回)報告内容「医療保険の  
経済分析」報告者: 慶応義塾大学講師 田中 滋  
経済・社会研究会(第2回)報告内容「New  
Welfare Society について」報告者: 所長 馬場啓  
之助

6. 6

定例役員会開催(第138回)  
政策研究会(第1回)報告内容「高齢者の雇用開

6. 29	題」報告者：日本賃金研究センター研究主任 孫田良平 経済分析研究会 (第3回) 報告内容「医療サービスにおける需給ギャップの見通し」報告者：研究員 都村敦子 経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「A Note on EC's Economic Impact of Social Security」報告者：所長 馬場啓之助 定例役員会開催 (第139回) 経済分析研究会 (第4回) 報告内容「医療需要の分析」報告者：筑波大学教授 市川 洋 第18回公開研究会開催 テーマ「日本人の老後観」レポート：社会保障研究所研究第三部長 三浦文夫、社会保障研究所研究員 高橋紘士、同 小林良二 制度研究会 (第2回) 報告内容「フランス社会保障の財政制度と制度間移転」報告者：名古屋市立大学教授 上村政彦 経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「わが国の住宅政策——とくに公的融資借家の実態について」研究員 大本圭野 定例役員会開催 (第140回) パプア・ニューギニアの政府職員 Michael Laimo 氏、社会保障行政に関する研究のため研修生として滞在 (53年11月まで) イラン、テヘラン大学准教授 (Associate Professor of Economics)、国際交流基金フェロウのモハンマド・H・タマドン博士夫妻訪所、保坂研究部長とわ	9. 21 9. 26 9. 28 10. 5 10. 19 10. 24 11. 2 11. 7 11. 14 11. 30 12. 5 12. 19	が国の社会保障制度等について懇談 定例役員会開催 (第141回) 社会分析研究会 (第2回) 報告内容「社会福祉予算における意思決定構造のモデル分析」報告者：立正大学大学院 坂田周一 経済分析研究会 (第5回) 報告内容「新 SNA における分配勘定——とくに医療・社会保障を中心にして」報告者：日本経済研究センター特別研究員 林 英機 社会分析研究会 (第3回) 報告内容「Wolfenden Report について」報告者：中野いく子 定例役員会開催 (第142回) 第14回社会保障研究所基礎講座開催 (10. 27 まで 健保会館) 社会分析研究会 (第4回) 報告内容「社会福祉事務所にかんする若干の問題点」報告者：研究員 小林良二 政策研究会 (第2回) 報告内容「雇用保険の動向」報告者：労働省職業安定局雇用保険課長 川上忠憲 経済分析研究会 (第6回) 報告内容「負の所得税導入費用の試算」報告者：武蔵大学助教授 高山憲之 経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「社会指標に関する2~3の考察」報告者：研究員 三重野 卓 合同役員会 (第143回) 開催 (福田家) 統計研究会 (第1回) 報告内容「年齢階級別にみた生活保護率の年次推移の考察——とくに高齢者を
7. 6			
7. 11			
7. 19			
8. 23			
9. 12			

12. 19	中心に——」報告者：主任研究員 曾原利満 政策研究会 (第3回) 報告内容「昭和53年度厚生 白費について」報告者：厚生省大臣官房企画室 高 山康信	2. 22	経済・社会研究会 (第8回) 報告内容「社会心理 学的データの解析における若干の問題点」報告者： 研究員 三重野 卓
12. 21	経済分析研究会 (第7回) 報告内容「新しい國民 経済計算と社会保障費」報告者：経済企画庁総合計 画局計画官 斎藤治美	2. 27	定例役員会開催 (第145回) 社会分析研究会 (第5回) 報告内容「老人の福祉 と労働——高齢者事業団の事例から」報告者：研究 第三部長 三浦文夫
54. 1. 25	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「社会福祉 の“統合”について」報告者：研究員 小林良二 経済分析研究会 (第8回) 報告内容「飲酒・喫煙 の社会費用」報告者：国立公衆衛生院社会保障室長 前田信雄 経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「社会保障 給付・負担の世代間分布についての推計」報告者： 研究第二部長 地主重美 定例役員会開催 (第144回) 第13回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ 「社会保障と雇用政策」レポート(1)：社会保障研究 所長 馬場啓之助、労働省大臣官房政策課システム 分析室長石岡寛太郎 司会 一橋大学名誉教授 山 田雄三、レポート(2)：日本賃金研究センター研究主 任 孫田良平、慶応義塾大学助教授 島田晴雄、コ メント：社会保障研究所研究第2部長 地主重美、 社会保障研究所主任研究員 平石長久 司会 馬場 啓之助 (健保会館) 研究員 城戸喜子 社会保障に関する調査・研究 等のため、西ドイツ、スウェーデンに出張。(4.7ま で)	3. 13	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障 政策の効果測定の理論的枠組について——とくに医 療費について——」レポート：国立公衆衛生院衛生 行政室長 西三郎、筑波大学教授 市川 洋、慶応 義塾大学講師 田中 滋、青山学院大学講師 辻 正重 (東油クラブ)
2. 6		3. 23	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障 政策と雇用問題の調整について」レポート：日本団 体生命保険(株)取締役 村上 清、日本賃金研究セ ンター研究主任 孫田良平、横浜国立大学教授 神 代和欣、日本労働協会研究員 桑原靖夫
2. 8		3. 29	経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「世帯にお ける税・社会保障料負担」報告者：研究員 岸 功 定例役員会開催 (第146回)



# 社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号  
昭和45年6月1日法律第111号

第1章	総則	第1条—第7条)
第2章	役員等	第8条—第16条)
第3章	業務	第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	第19条—第26条)
第5章	監督	第27条・第28条)
第6章	雑則	第29条・第30条)
第7章	罰則	第31条—第35条)
附		

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行い、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。  
(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

### (定款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

### (登記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

## 第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

## 第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第4条第2項(定款の変更の認可)、第17条第2項(業務の認可)、第20条(予算等の認可)は第23条第1項(一時借入金の認可)の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第1項(財務諸表の承認)又は第25条(給与及び退職手当の支給の基準の承認)の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第26条(財務及び会計に関する事項の省令委任)の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条(予算時の認可)の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

## 第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わ

いろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は80万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項(報告及び検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(1)の2 第4条第3項(定款の変更の届出)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項(登記)の規定による政令に違反して登記することをしたとき。

(3) 第17条第1項(業務)に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

(4) 第24条(余剰金の運用)の規定に違反して余剰金を運用したとき。

(5) 第27条第2項(監督命令)の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条(名称の使用制限)の規定に違反して社会保険研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項(研究所の設立)の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条(名称の使用制限)の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条(事業年度)の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条(予算時の認可)中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)